

保険・年金 フォーカス

EU と米国の間の再保険規制を 巡る動きについて ーNAIC が再保険クレジットモデル法の改正を承認ー

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1ーはじめに

「欧州連合（EU）と米国の対話プロジェクト（EU-US Dialogue Project）」及びそこで協議されていた「カバード・アグリーメント（Covered Agreement）」の締結を巡る動きについては、これまで、何回かのレポートで報告し、2年前の基礎研レポート「[EU と米国の間の再保険規制を巡る動きについてーカバード・アグリーメントがついに署名されたー](#)」（2017.9.26）において、米国財務省及び米国通商代表部（USTR）が、2017年9月22日に「カバード・アグリーメントに署名」し、併せて「政策声明」も公表したことを報告した。

その後、再保険担保規制の撤廃等の具体的な実施方法等については、NAIC（全米保険監督官協会）が検討を進めてきており、その状況については、1年前の保険年金フォーカス「[EU と米国の間の再保険規制を巡る動きについてーカバード・アグリーメント署名後の NAIC における検討状況ー](#)」（2018.10.9）（以下、「前回のレポート」という）で報告した。そこでは、再保険クレジット¹モデル改正案の承認が2018年中にも期待されていたことを報告した。より、具体的には2018年12月のNAICの総会での承認が期待されていた。

ところが、その後もさらに各種の議論・検討が行われることになり、新たな市中協議等も行われていた。2019年4月の春季大会での最終案の同意も得られなかったが、この2019年6月25日に、ついに総会で改正案の承認が行われたことが公表²された。

今回のレポートでは、こうした[前回のレポート](#)以降のNAICにおける再保険規制に関する検討の状況等について報告する。

¹ 再保険クレジット（credit for reinsurance）とは、再保険債権容認（額）（出再契約が有効になされていると認定された場合の再保険債権の容認（額））のことを言う。米国においては海外再保険者等の非免許会社への出再契約に関し、出再者が再保険者から州法で定める担保（信用状等）を確保している場合にのみ、その再保険債権（保険金、支払備金に係る再保険回収金等）は有効と認定され、負債勘定の減額（credit）が認容される（英和生命保険用語辞典（生命保険文化センター）より）

² https://www.naic.org/Releases/2019_docs/credit_reinsurance_model.htm

2—カバード・アグリーメントと2017年9月22日の合意の内容

カバード・アグリーメントについては、これまでのレポートで、その定義や意味合い等について報告してきたが、その内容を繰り返しておく。

1 | カバード・アグリーメントとは

カバード・アグリーメントとは、「米国と1つ以上の外国政府、当局又は規制主体との間で締結され、州の保険又は再保険規制の下で達成される保護レベルと『実質的に同等』である保険又は再保険の消費者のための保護レベルを達成する保険又は再保険の事業に関するプルデンシャル（健全性）措置の認識に関連する、書面による二国間又は多国間の合意」として、ドッド・フランク法（Dodd-Frank Act）の Title V に定義された特殊なタイプの国際的合意である。

2 | 今回のカバード・アグリーメントの概要

今回のカバード・アグリーメントにより、米国で活動する EU の再保険会社の担保要件が排除され、米国の再保険規制をソルベンシー II と同等のものとして認識することで、EU で活動する米国の再保険会社に課せられる障壁が取り除かれることになる。

より、具体的には、今回のカバード・アグリーメントは、健全性保険監督の3つの分野、(1) 再保険、(2) グループの監督、(3) 監督者間の情報交換、をカバーしている。

「(1) 再保険」に関しては、消費者保護が強化され、EU 及び米国の市場で事業を展開する EU 及び米国の再保険会社に対する担保及び現地のプレゼンス要件の廃止につながることになる。

「(2) グループの監督」に関しては、米国と EU の保険会社は、自国の管轄地域の監督者による世界的な健全性保険グループ監督のみの対象となり、米国及び EU のそれぞれの監督当局の自国の監督の優位性が保持されることになる。ただし、各監督者は、その監督領域における保険契約者の利益や金融の安定性を損なう可能性のある世界的な活動についての情報を要求し入手する資格は保持する。

「(3) 監督者間の保険情報の交換」に関しては、米国と EU の保険監督当局は、米国及び EU 市場で活動する保険会社及び再保険会社に関する監督情報を引き続き交換することを奨励し、このような情報交換を支援するためのモデル覚書の規定を含めている。

3—米国の NAIC のこれまでの対応

NAIC の Web サイトにおける「カバード・アグリーメント」に関する説明³においては、カバード・アグリーメントを巡る状況及び2017年9月22日の合意等について、以下の説明が行われている。

1 | カバード・アグリーメントとは

カバード・アグリーメントは、必要に応じて、再保険の消費者保護の担保要件などの、米国州保険法又は規制が米国以外の保険会社を米国の保険会社と異なる方法で扱う領域に対処するために、米国財務省及び米国通商代表部（USTR）に待機権限を提供する。カバード・アグリーメントは、州法に

³ https://www.naic.org/cipr_topics/topic_covered_agreement.htm

基づく消費者に与えられた保護と実質的に同等の措置に関連する場合に限り、州法の優先権⁴の基礎となることができる。

2 | 2017年9月22日の合意について

2017年9月22日、米国財務省、USTR 及び欧州連合（EU）は、正式にカバード・アグリーメントに署名したことを発表した。この合意では、州は、5年以内に再保険担保を撤廃するか、又は優先権のリスクを負うことが求められる。代わりに、EU は、EU 内で活動する米国企業に現地でのプレゼンス要件を課すことはなく、EU に拠点を置く米国企業に対しては、米国のグループ資本規制を事実上尊重しなければならない。

3 | 米国における再保険規制の現状

歴史的に、米国の州の保険監督当局は、米国以外の再保険会社に、米国の保険会社から想定されるリスクに対して 100%の消費者保護担保を米国内に保有することを要求している。外国の再保険会社の規制当局と政治家は、この要件を他の目的のために利用可能な資本を減少させると主張している。州の保険監督当局は、州を超えての違いは、消費者保護担保責任の計画をより不確実なものとし、潜在的にはより高価にする、と認識している。そのため、NAIC は、再保険者の財務力及びそれを監督する規制制度の質に相応して、消費者保護の担保要件を一貫した方法で削減するために、取り組んできた。

2011年、NAIC は、再保険クレジットモデル法（＃785）及び再保険クレジットモデル規制（＃786）の改正を可決した。採択州では、認定外国再保険者は、米国の請求について 100%よりもはるかに少ない消費者保護担保の差し入れが認められることになる。現在（2019年1月28日時点）までに48州が、改正モデル＃785とモデル＃786を実施する法律を成立させ、2019年1月1日から認証要件⁵となった。

（参考）2011年のNAIC再保険担保規制改革の概要⁶⁷

1. 米国外の再保険会社は、一定の資本要件や報告要件を満たせば、再保険担保の減額（信用格付に応じ0%、10%、20%、50%、75%、100%の6段階）が認められる。
2. 再保険担保減額の適用を受けるには、以下の2つの条件が満たすことが求められる。
 - ①当該再保険会社の所在国（管轄区域）が、認定管轄区域（Qualified Jurisdiction : QJ）として認定されていること
 - ②当該再保険会社がモデル法導入州に申請し、信用リスクの審査を受け、再保険担保減額の適用が適切であるとの評価（認定再保険者（Certified Reinsurer）の認定）を受けること

⁴ Preemption の翻訳としては、「専占」という用語が使用されるが、ここでは「優先権」としている。ここでは、「連邦議会が制定した法律の規定において、州法による規制が禁じられる場合」のことを言っている。

⁵ 各州の遵守状況が評価される「Accreditation Program（認証プログラム）」の対象となる。

⁶ 日本損害保険協会「EU・米国カバード・アグリーメント締結を受けた 全米保険長官会議（NAIC）による再保険担保の撤廃に向けた検討について」を参照して作成

http://www.sonpo.or.jp/efforts/international/regulations/usa/pdf/qj/2018_0206.pdf

⁷ これに基づいて、2015年1月に、7つの管轄区域（日本、バミューダ、フランス、ドイツ、アイルランド、スイス、英国）が QJ に認定されている。

4 | NAIC の方針

州規制当局は、財務省と USTR が最近、資本、グループ監督、再保険、合同委員会などのいくつかの主要分野において、カバード・アグリーメントの解釈を明確にする米国の政策声明を発表したことを喜んでいる。これらの明確化は、州規制の優位性を裏付けるものである。

さらに、NAIC は現在、カバード・アグリーメントの条項に準拠するようにモデル #785 及び #786 を改正しようとしている。改正は、また非 EU NAIC 認定管轄区域で事業展開する再保険会社に、グループ監督、グループ資本、情報共有及び執行に関するカバード・アグリーメントに基づく再保険担保の減額を提供することも見込まれている。EU 以外の NAIC の管轄区域には現在、バミューダ、日本、スイスが含まれる。

5 | NAIC のこれまでの取組み

カバード・アグリーメントに関する合意を受けて、再保険担保撤廃の具体的な実施方法等については、NAIC が検討することとなる。これを受けて、NAIC では、2017 年 12 月 21 日に、再保険規制の改定に関する意見募集（2018 年 2 月 6 日締切）を行い、2018 年 2 月 20 日にパブリックヒアリングを実施した。

さらに、意見募集及びパブリックヒアリングの結果を踏まえて、2018 年 6 月 21 日に、再保険クレジットモデル法・モデル規制の改正案を公表し、同案に対する意見募集（2018 年 7 月 23 日締切）を実施した。

この市中協議の結果を踏まえて、2018 年 11 月 9 日に改正案を公表し、[前回のレポート](#)で報告したように、NAIC 秋季全国大会の執行委員会（2018 年 11 月 18 日）で、改正案採択を予定していたが、米国財務省及び米国通商代表部（USTR）から寄せられた技術的修正や明確化を求める直前の勧告を踏まえて、採択が延期された。

その後、再度、モデル法及びモデル規制の改正案（修正案）を公表（2019 年 3 月 7 日）し、市中協議に付していた（2019 年 4 月 1 日締切）。

今回の承認は、この修正案に対する市中協議の結果を踏まえてのものである。

4—今回の NAIC の承認に向けての動きとその結果

1 | NAIC の再保険モデル改正案の概要

改正案の主な内容⁸は、概ね以下の通りである。

- ・新たに、相互管轄区域（Reciprocal Jurisdiction : RJ）という区分を設け、RJ に所在しかつ一定の要件（最低資本・ソルベンシー要件、報告要件、再保険金の迅速な支払いの励行等）を満たす再保険者（assuming reinsurer）への出再に credit（出再効果）を認める（つまり、再保険担保撤廃を認める）。
- ・①米国と条約又は国際合意（カバード・アグリーメント等を想定）を結んだ非米国管轄区域及び②

⁸ 日本損害保険協会による資料「EU・米国カバード・アグリーメント締結を受けた 全米保険長官会議（NAIC）による再保険担保の撤廃に向けた検討について」に基づいている。

http://www.sonpo.or.jp/efforts/international/regulations/usa/pdf/gj/2018_0206.pdf

一定の追加要件（米国の再保険者に対し担保要件、拠点設置要件を設けないこと、米国本拠の保険グループは QJ のグループ監督には服さないこと等）を満たした QJ が RJ に該当する。

2 | これまでの議論のポイントと今回の結論に至るまで

今回のモデル法改正の過程で議論になっていたポイントについては、[前回のレポート](#)で報告した通りである。

今回の改正では、①カバード・アグリーメントに含まれる再保険担保債務の違反の種類、②再保険担保に関する法律をどのように解釈するかについて州保険監督者に与えられる裁量権、について焦点が当てられていた。なかでも、カバード・アグリーメントの実施における一貫性の確保という観点から、「州保険コミッショナーの裁量」問題への対応が問題になっていた。

また、米国に所在する再保険会社を含む EU 及び非 EU の再保険会社に対する同等性の取扱いの確保が懸念されていた。

(1) 2018 年 6 月 11 日のモデル法案に対する反応

NAIC の 2018 年 6 月 11 日のモデル法案の下では、各 EU 加盟国の合意への遵守を決定する上で、州コミッショナーに裁量が与えられていた。また、再保険会社は、自らが事業展開しようとする各州への同意の確認書を提出するよう義務付けられていた。

とりわけ特定の管轄区域を相互の管轄区域とみなすための要件を決定する際に、改定されたモデルの実施における個々の州の保険コミッショナーの裁量を許可するかどうかとその範囲が焦点となっていた。モデル法とモデル規則の実施において個々の州の保険コミッショナーの裁量権を与えることは、州に基づく保険規則制度が所与のものとした場合には慣習的である。ただし、カバード・アグリーメントの履行及びより広範な市場における再保険活動の規制において、より厳格な整合性に対する強い要望が挙げられていた。

(2) 2018 年 11 月 9 日のモデル法案に対する反応

2018 年 11 月 9 日の改正案に対しては、NAIC の推奨改訂のリストとして、以下の項目が挙げられた⁹。

- ・ 相互管轄権の承認：EU の管轄権を相互管轄権として認識すべきかどうかについての判断を下すために、州の保険コミッショナーの裁量に関して追加の改訂が必要かどうか。
- ・ 二国間協定の遵守の決定：各 EU 加盟国が二国間協定を遵守しているかどうかを判断するために、州の保険コミッショナーの裁量に関して追加の改訂が必要かどうか。
- ・ 追加要件を課すコミッショナーの裁量：EU の再保険会社に課されている追加要件に関して追加の修正が必要かどうか。
- ・ 発効日：どの再保険協定と契約が対象となるかについてのモデル改正における発効日規定に関して追加の改訂が必要かどうか。
- ・ プロセスのサービス：再保険会社が事業を行う予定の各州に、プロセスのサービスへの同意の確認を提出することを要求することに関して、追加の改訂が必要かどうか。

⁹ https://naic.org/documents/cmte_e_190219_materials.pdf

・その他の問題:モデル草案を二国間協定により一致させるために追加の技術的改訂が必要かどうか。

NAIC は、財務状況委員会と再保険タスクフォースに対して、上記の問題を解決し、5月上旬までに採択を最終決定することを目的として、4月のNAIC春季大会での完全な議論を見込んで、3月中旬までに再保険モデルの新しい草案を発表するように求めていた。

これを受けて、再度、モデル法及びモデル規制の改正案（修正案）が公表（2019年3月7日）され、市中協議に付されていた（2019年4月1日締切）。

(3) 2019年3月7日のモデル法案に対する反応を受けての対応

これに対して、NAICは4月の春季大会で最終案の同意を得ることができず、3月7日に寄せられたコメントを反映するために、ドラフトに対してもう1セットの改訂を行うことを目指すこととなった。

最終的な修正は、カバード・アグリーメントへのモデル法の適合性に関して欧州委員会及び米国財務省が提起した懸念の殆どに対処しようとした。

例えば、この新しい修正案は、EU管轄が相互管轄として認識されるべきかどうかについての決定を下すためのコミッショナーの裁量を排除している。

また、各EU加盟国がカバード・アグリーメントを遵守しているかどうかを判断するためのコミッショナーの裁量及びEUの再保険会社に追加の要件を課すための裁量も排除された。

こうした動きを経て、6月の総会でモデル法が最終的に承認された。

3 | 今回のモデル法の改正の効果及びカバード・アグリーメントによる影響

そもそも、カバード・アグリーメントの締結により、EUは約400億ドルの再保険担保を撤廃することができることになる。一方で、米国財務省は、これにより、EUで事業展開する米国の（再）保険会社に規制上の透明性を提供し、米国の保険会社や保険契約者のコストを低減させることになる」と述べている。具体的には、米国の再保険会社は、米国の親会社がグループレベルのガバナンス、ソルベンシー資本及びソルベンシーIIの報告要件の対象となることなく、EU内で業務を行うことができることになる。ただし、米国の保険会社にとっては、具体的な数値で示されるメリットはない。

今回の改正により、モデルは、再保険担保要件に関するEUとのカバード・アグリーメントの条項と一致ようになる。また、EU以外のNAIC認定管轄区域（QJ）（バミューダ、日本及びスイス）に属する再保険会社に、同様の再保険担保削減の可能性が与えられることになる。

4 | 英国との再保険取引

2018年10月に、NAICはBrexit（英国のEU離脱）に備えて、米国と英国が別のカバード・アグリーメントを締結する協議に入ったことを発表した。さらに、2018年12月12日には、米国財務省、米国通商代表部（USTR）及び英国財務省は、2国間の（再）保険取引を締結したと発表した（その後90日間の待ち期間（Lay-over period）を経て、正式に署名されることになる）。なお、このカバード・アグリーメントは、米国とEUの間のカバード・アグリーメントと同じ3つの分野、即ち、再保険、グループ監督及び監督者間の情報交換に対応している。

5 | 各州に求められる今後の対応

今後、各州は、EU とのカバード・アグリーメントの調印（即ち 2017 年 9 月 22 日）後 5 年以内にカバード・アグリーメントの規定を遵守するように、今回のモデル法に従って、州法の改正等を行う必要がある。もし、EU の再保険会社に依然として担保を課す州法があれば、連邦保険局（FIO）はこれに対して 42 ヶ月以内に優先権を使用する権限を有している。即ち、米国財務省は議会に要請して、州の規制に優先する法律を可決する権限が与えられており、これが通過すれば、米国の保険法が州の管理外に置かれることになる。

NAIC 会長兼メイン州保険コミッショナーの Eric A. Cioppa 氏は、「今回の変更は、外国で事業展開している米国の保険会社のいかなる異なる取扱いも解決するという米国保険監督当局のコミットメントを強調している。」「私は同僚に州議会と協力してこれらの最新の改正を迅速に通過させるように推奨する。」と述べた。

通常、モデル法を反映する州法の改正は 3 年程度かかることもあることから、優先権の行使を回避するための 2022 年 9 月の締切りが迫っている状況の中での今回の NAIC による承認であった。

5—まとめ

以上、今回のレポートでは、[前回のレポート](#)以降の NAIC を中心とした再保険規制に関する検討の状況について報告してきた。

今回のモデル法の NAIC による承認を受けて、今後は、各州保険監督当局の対応等が注目されていくことになる。

さらには、今回のレポートでも、[前回のレポート](#)と同様に、再保険規制の見直しに関する動きについてのみ述べてきたが、カバード・アグリーメントは米国におけるグループ資本規制の策定についても触れている。これについても現在 NAIC において検討が進められているところである。

これらの動向についても、引き続き注視し、必要に応じて報告を行っていくこととしたい。

以 上